

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後						
1 別表第4（第2条関係）	商工労働観光事務関係手数料			商工労働観光事務関係手数料				
	事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
	[略]			[略]				
	6 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号) <u>第2条第1項</u> の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	[略]			6 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号) <u>第5条第1項</u> の規定に基づく旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	[略]		
	7 旅行業法施行令 <u>第2条第1項</u> の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	[略]			7 旅行業法施行令 <u>第5条第1項</u> の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	[略]		
8 旅行業法施行令 <u>第2条第1項</u> の規定に基づ	[略]			8 旅行業法施行令 <u>第5条第1項</u> の規定に基づ	[略]			

く旅行業法第6条の3 第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	
9 旅行業法施行令第2条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査	[略]
[略]	

[略]

別表第6（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
20 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地	[略]		

く旅行業法第6条の3 第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	
9 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査	[略]
[略]	

[略]

別表第6（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
20 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハに規定す	[略]		

の供給に寄与するものであることについての認定の申請に関する事務	
[略]	
36 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	[略]
[略]	

る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に関する事務	
[略]	
36 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	[略]
[略]	

2 別表第3（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の11 介護保険法第115条の30第1項に規定す	[略]	1の介護サービス（知事が2以上の別に	[略]

別表第3（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の11 介護保険法第115条の30第1項に規定す	[略]	1の介護サービス（知事が2以上の別に	[略]

る調査事務		定める介護サービスに係る介護サービス情報の調査を同時に行う場合は、1の介護サービスとみなす。)につき、 <u>37,300</u> 円	
27 介護保険法第115条の36第1項に規定する情報公表事務	[略]	1の介護サービス（知事が2以上の別に定める介護サービスに係る介護サービス情報の公表を同時に行う場合は、1の介護サービスとみなす。）につき、 <u>12,000</u> 円	[略]
[略]			

別表第4（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
5の2 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第14条第	[略]	<u>8,100</u> 円	

る調査事務		定める介護サービスに係る介護サービス情報の調査を同時に行う場合は、1の介護サービスとみなす。)につき、 <u>26,000</u> 円	
27 介護保険法第115条の36第1項に規定する情報公表事務	[略]	1の介護サービス（知事が2以上の別に定める介護サービスに係る介護サービス情報の公表を同時に行う場合は、1の介護サービスとみなす。）につき、 <u>10,000</u> 円	[略]
[略]			

別表第4（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
5の2 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第14条第	[略]	<u>8,700</u> 円	

2項の規定に基づく地域限定通訳案内士試験の実施			
[略]			
13 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]	(1) 実技試験 ア 特級の場合 全職種 <u>15,700円</u> イ 1級、2級、3級(在校生が技能検定を受ける場合を除く。)、基礎1級、基礎2級及び単一等級の場合 (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる職種以外の職種 <u>15,700円</u> (イ) 次に掲げる職種 <u>13,000円</u> 機械検査、婦人子供服製造 (ウ) 次に掲げる職種	[略]

2項の規定に基づく地域限定通訳案内士試験の実施			
[略]			
13 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]	(1) 実技試験 ア 特級の場合 全職種 <u>16,500円</u> イ 1級、2級、3級(在校生が技能検定を受ける場合を除く。)、基礎1級、基礎2級及び単一等級の場合 (ア) (イ)及び(ウ)に掲げる職種以外の職種 <u>16,500円</u> (イ) 次に掲げる職種 <u>13,700円</u> 機械検査、婦人子供服製造 (ウ) 次に掲げる職種	[略]

		<u>11,500円</u> 和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図 ウ [略] (2) [略]
[略]		

		<u>12,100円</u> 和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図 ウ [略] (2) [略]
[略]		

[略]  
 別表第7 (第2条関係)

[略]  
 別表第7 (第2条関係)

総務事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
27 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	[略]	<u>12,000円</u>	[略]
[略]			
44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造	[略]

総務事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
27 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	[略]	<u>17,000円</u>	[略]
[略]			
44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造	[略]

の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施

保安責任者試験

10,000円

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。))

にあつては、9,500円)

(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験

9,400円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円)

の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施

保安責任者試験

9,000円

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。))

にあつては、8,500円)

(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験

8,400円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、7,900円)

(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験

10,000円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、9,500円)

(4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、9,500円)

(5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,900円)

(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験

9,000円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,500円)

(4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,000円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,500円)

(5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,400円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、7,900円)

45 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	[略]	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 8,500円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,000円</u> ) (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>6,200円</u> )	[略]
[略]			
77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	[略]	<u>23,000円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>22,500円</u> )	[略]
[略]			

別表第8 (第2条関係)

45 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	[略]	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 7,600円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>7,100円</u> ) (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>5,500円</u> )	[略]
[略]			
77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	[略]	<u>20,700円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,200円</u> )	[略]
[略]			

別表第8 (第2条関係)

教育事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
2 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	[略]		
3 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	[略]		
[略]			
5 教育職員免許法第7条第1項の規定に基づく学力に関する証明書の発行	単位修得 証明書発 行手数料	[略]	

教育事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
2 教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	[略]		
3 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与	[略]		
[略]			
5 教育職員免許法第7条第1項の規定に基づく学力に関する証明書の発行	学力に関する証明 書発行手 数料	[略]	
5の2 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請に対する審査	普通免許 状又は特 別免許状 の有効期 間の更新 申請手数 料	3,300円	
5の3 教育職員免許法第9条の2第5項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請に対する	普通免許 状又は特 別免許状 の有効期 間の延長	3,300円	

6	[略]		
7	[略]		

審査	申請手数料		
6	[略]		
7	[略]		
7の2 教育職員免許法 及び教育公務員特例法 の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認又は同条第3項第3号に規定する確認の申請に対する審査	旧免許状 所持者の 免許状更新講習修了確認等 申請手数料	3,300円	
7の3 教育職員免許法 及び教育公務員特例法 の一部を改正する法律 附則第2条第4項に規定する免許状更新講習の修了確認期限の延期の申請に対する審査	旧免許状 所持現職 教員の免許状更新講習修了確認期限 延期申請 手数料	3,300円	
7の4 教育職員免許法 及び教育公務員特例法 の一部を改正する法律 附則第2条第5項括弧 書に規定する認定の申請に対する審査	旧免許状 所持現職 教員の免許状更新講習免除 認定申請	3,300円	

8 [略]
[略]

手数料
8 [略]
[略]

3 別表第2（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
36 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第1項の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	[略]	(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者 <u>4,000円</u> (2) その他の者 <u>5,300円</u>	
37 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	[略]	<u>1,100円</u>	
38 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	[略]	<u>2,900円</u>	
39 鳥獣の保護及び狩猟	[略]	<u>1,900円</u>	

別表第2（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
36 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	[略]	(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者 <u>3,900円</u> (2) その他の者 <u>5,200円</u>	
37 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	[略]	<u>1,000円</u>	
38 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	[略]	<u>2,800円</u>	
39 鳥獣の保護及び狩猟	[略]	<u>1,800円</u>	

の適正化に関する法律 第55条第1項の規定に 基づく狩猟者の登録			
40 鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律 第61条第1項の規定に 基づく狩猟者の変更登 録	[略]	1,900円	
[略]			

の適正化に関する法律 第55条第1項の規定に 基づく狩猟者の登録			
40 鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律 第61条第1項の規定に 基づく狩猟者の変更登 録	[略]	1,800円	
[略]			

4 別表第3 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
[略]			
165 薬事法第26条第3項 ただし書の規定に基づ く医薬品の販売又は授 与の相手方の変更の許 可の申請に対する審査	医薬品の 販売先等 変更許可 申請手数 料	7,300円	
[略]			
196 薬事法施行令第45条 の規定に基づく薬局開 設、医薬品の販売業、医 薬品の販売若しくは授 与の相手方の変更又は 高度管理医療機器等の	[略]		

別表第3 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
[略]			
165 削除			
[略]			
196 薬事法施行令第45条 第1項の規定に基づく 薬局開設、医薬品の販売 業又は高度管理医療機 器等の販売業若しくは 賃貸業の許可証の書換	[略]		

	販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付		え交付	
	197 薬事法施行令第46条の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業、 <u>医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更</u> 又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付	[略]	197 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付	[略]
	[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 表1の項の改正部分 公布の日
  - (2) 表2の項の改正部分 平成21年4月1日
  - (3) 表3の項の改正部分 平成21年4月16日
  - (4) 表4の項の改正部分及び次項の規定 平成21年6月1日
- 2 この条例による改正前の岩手県手数料条例別表第3の196の項及び197の項の規定は、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）第5条に規定する特例許可旧卸売一般販売業者については、同令附則第3条に規定する許可の有効期間の残存期間に限り、なおその効力を有する。